

広島県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成三十年広島県告示第三百三十九号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・二・三一〇号駅前観音線

三 事業施行期間

平成七年十月五日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし